

建設工事等の入札参加資格に係る 変更申請等の共通化について

申請種別の共通化について①

物品・役務等の検討結果

- 国の物品・役務等に係る入札参加資格審査(全省庁統一資格審査)の申請種別を参考に、共通の申請種別を以下のとおりとした。

共通の申請種別		(参考) 国の申請種別	
申請種別	申請対象	申請種別	申請対象
① 新規申請	初めて資格を取得する(前期の資格を持たない)場合	① 新規申請	初めて資格を取得する(前期の資格を持たない)場合
② 更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合	② 更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合や、 取得した資格の再審査を受ける場合
③ 変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合	③ 変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合
④ 取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等	④ 取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分社・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等

- このうち、更新申請については、国のは、「**取得した資格の再審査を受ける場合**」も対象となっているが、これは事業者が「**自ら計算した結果、等級に変動が発生する場合**」をいい、事業者は、申請した情報に変更があった場合には、自ら等級に係る計算を行い、等級変動がある場合は更新申請、等級に変更が生じない場合は変更申請により申請を行うこととなる。
- 更新申請を国と同様の条件で設定する場合、事業者は入札参加資格を取得した地方公共団体ごとに等級変動の有無の確認が必要となり、申請に係る事務負担が大きくなる。また、地方公共団体にとっても、事業者から等級変動の有無に係る問合せが増加する等、受付に係る事務負担が大きくなる可能性がある。
- これを踏まえ、共通の申請種別については、国のは申請種別を基本としつつ、**更新申請の対象から「取得した資格の再審査を受ける場合」を除くこと**とし、**等級変動の有無に関わらず、事業者の申請した情報に変更があった場合は、変更申請を行うこととした。**

申請種別の共通化について②

共通化の検討

- 物品・役務等の検討においては、**資格の有効期間中の等級変動の可否**については、特段の議論がなく、事業者の申請した情報に変更があった場合は、等級変動の有無に関わらず、**変更申請で対応すること**としているが、**特に建設工事においては、多くの団体が格付けを実施しているため、その取扱いについて、検討する必要があるか。**
- 有効期間中の等級変動を認めることについては、以下のような課題があることから、検討会の構成員においては、**等級変動を認めていない団体が多くなっている。**
 - 有効期間中に複数回の格付けの審査や資格者名簿を更新事務が発生し、**事務負担が増加**する。
 - 一部の等級に事業者が偏らないよう、定期申請時点の総合評定値の分布や発注実績等を踏まえて、等級の基準を定めているため、**資格の有効期間中の等級変動を認めた場合、特定の等級への事業者の偏りが発生するおそれ**がある。
 - 特定の等級に事業者の偏りが生じた場合、**発注予定工事の参加事業者を見込むことができなくなり、不調・不落を招くおそれ**がある。
- 一方、事業者の格付けの変更の機会を確保する観点から、一定の申請期間を設けて、等級変動を認めている団体も存在する。
- このような団体において、物品・役務等と同様に変更申請で対応する場合、変更申請の都度、等級変動の有無を確認する必要があり、審査事務が煩雑となると考えられることから、**等級変動に係る申請を対象とした別の申請種別を設ける必要**があるか。
- これらを踏まえ、**新たな申請種別として、「再審査申請」を設定することとするか。「再審査申請」を受け付けるかどうか(=有効期間中の等級変動を認めるか)**や受け付ける場合の受付時期※については、各地方公共団体の任意とすることが適当であるか。
- また、物品・役務等についても、同様の取扱いに変更することが考えられるか。

※ 例えば、随時申請や追加申請を行う場合は当該期間中に再審査申請を受け付けることが考えられるか。

申請種別	申請対象
① 新規申請	初めて資格を取得する(前期の資格を持たない)場合
② 更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合
③ 変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合
④ 再審査申請(任意)	資格の有効期間中に等級の再審査を希望する場合
⑤ 取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等

変更申請の共通化について①

物品・役務等の検討結果

① 変更申請の具体的な申請事由

- 新規申請又は更新申請で事業者が登録した情報には、共通申請項目、選択申請項目及び独自申請項目がある。このうち、**共通申請項目**については、以下の理由から**全地方公共団体一律に変更申請を求めるものとした。**
 - 新規申請又は更新申請時に全地方公共団体共通で申請を求めている項目であること
 - 共通申請項目は、事業者特定情報から構成されており、その性質上、変更申請を求めることが適当であること
- 一方で、**選択申請項目及び独自申請項目**については、以下の理由から、**地方公共団体が当該申請項目の変更申請を求める場合に限り、変更申請を要するものとした。**
 - 新規申請又は更新申請時に申請を求めるか否かが地方公共団体の任意とされていること
 - 選択申請項目及び独自項目は、主に適正性審査・格付情報から構成されており、審査基準やこれに基づく格付けの更新の有無等の状況が地方公共団体ごとに異なっており、変更申請を必要としない場合があること
- なお、変更申請の対象となる共通申請項目については、性質上、変更することが想定されないもの(例:法人番号※、設立年月日等)もあり、このような項目については、**変更申請の対象外とした**。
- これらを踏まえ、**変更申請の具体的な申請事由**については、以下のとおりとした。

※ 法人番号が変更される場合は、変更申請ではなく、組織形態の変更等に伴う申請として新規申請を行うこととなる。

- i **申請した共通申請項目(性質上、変更することが想定されないものを除く。)に変更があった場合**
- ii **申請した選択申請項目に変更があった場合であって、かつ、
地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合**
- iii **申請した独自申請項目に変更があった場合であって、かつ、
地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合**

変更申請の共通化について②

物品・役務等の検討結果(続き)

② 変更申請の申請項目等の設定方法

- ①の検討を踏まえ、以下のとおり設定した。
 - 共通申請項目の変更内容については、「**共通変更申請項目**」
 - 選択申請項目の変更内容については、「**選択変更申請項目**」
- また、共通・選択変更申請項目と併せて提出する必要書類については、以下のとおり設定した。
 - 新規申請又は更新申請において、共通必要書類とされているものは、「**共通変更必要書類**」
 - 新規申請又は更新申請において、選択必要書類とされているものは、「**選択変更必要書類**」
- また、**変更申請に係る申請者を特定するための情報**については、「**共通変更申請項目**」として設定した。
- 選択申請項目には、他の共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請を求めることが想定されるものもあり、これらの申請項目等については、「**選択変更申請項目**」として設定した。

a. **共通変更申請項目等**(全地方公共団体共通の変更申請項目及び必要書類)

- 申請者を特定するための申請項目及び必要書類 (例) 申請日、商号又は名称、申請事務担当者、委任状(行政書士への申請の委任)
- 申請した共通申請項目の変更内容 (例) 商号又は名称の変更、代表者の変更
- 変更内容に応じた共通必要書類 (例) 登記事項全部証明書(履歴事項全部証明書)、委任状(入札・契約等に関する権限の委任)

b. **選択変更申請項目等**(変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の変更申請項目及び必要書類)

- 申請した選択申請項目の変更内容 (例) 資本金の変更、技術者情報の変更
- 変更内容に応じた選択必要書類 (例) 納税証明書、財務諸表
- 申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要のある選択申請項目
(例) 暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約 (代表者の変更があった場合、変更後の代表者による誓約)

変更申請の共通化について③

共通化の検討

① 変更申請の具体的な申請事由

- 物品・役務等の検討においては、選択申請項目の変更についても変更申請の対象としたが、**適正性審査・格付情報に該当する選択申請項目**については、以下の理由から、**変更申請の対象とする必要性がない**と考えられるか。
 - 選択申請項目は、主に適正性審査・格付情報から構成されており、地方公共団体が格付けの審査等に使用するものであることを踏まえると、有効期間中の等級変動を認めていない団体においては、**変更申請の対象とする必要性が低い**と考えられること。
 - 資格の有効期間中に等級変動を認める団体においては、「変更申請」ではなく、「再審査申請」で対応することとなること。
 - 選択申請項目について、変更申請の対象とした場合、**変更申請と再審査申請の対象となる選択申請項目が混在し、事業者にとっても申請に係る事務が煩雑となること。**
 - 検討会の構成員においても、格付けに関する申請項目は、現状、**変更申請の対象としていない**こと。
- 一方、選択申請項目の一部には、**事業者特定情報に該当するが、設定状況が半数に満たない**ことから、**共通申請項目**ではなく、**選択申請項目とされているもの**(例:入札・契約事務担当者連絡先等)もあり、このような項目については、**物品・役務等と同様、地方公共団体が当該申請項目の変更申請を求める場合に限り、変更申請の対象とすることが適當**と考えられるか。
- また、独自申請項目等についても、同様に、地方公共団体が当該申請項目の変更申請を求める場合に限り、**変更申請の対象とする**か。
- これらを踏まえ、**変更申請の具体的な申請事由**については以下のとおりとするか。
 - i 申請した**共通申請項目**(性質上、変更することが想定されないものを除く。)に変更があった場合
 - ii 申請した**選択申請項目**(**適正性審査・格付情報に該当するものは除く。**)に変更があった場合であって、かつ、地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合
 - iii 申請した**独自申請項目**に変更があった場合であって、かつ、地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合

変更申請の共通化について④

共通化の検討(続き)

② 変更申請の申請項目等の設定方法

- ①の検討を踏まえ、**変更申請の申請項目等の設定方法**については、以下のとおりとすることが考えられるか。

a. 共通変更申請項目等(全地方公共団体共通の変更申請項目及び必要書類)

- 申請者を特定するための申請項目及び必要書類 (例) 申請日、商号又は名称、申請事務担当者、委任状(行政書士への申請の委任)
- 申請した共通申請項目の変更内容 (例) 商号又は名称の変更、代表者の変更、建設業許可番号の変更(建設工事の場合)
- 変更内容に応じた共通必要書類 (例) 登記事項全部証明書(履歴事項全部証明書)、委任状(入札・契約等に関する権限の委任)

b. 選択変更申請項目等(変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の変更申請項目及び必要書類)

- 申請した選択申請項目(適正性審査・格付情報に該当するものは除く。)の変更内容 (例) 入札・契約事務担当者の変更
- 変更内容に応じた選択必要書類(適正性審査・格付情報に該当するものは除く。)
(例) 個人からの申請の場合の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- 申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要のある選択申請項目
(例) 誓約事項、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約 (代表者の変更があった場合、変更後の代表者による誓約)

- 具体的な共通変更申請項目等については、別紙1のとおりとするか。
- また、物品・役務等の変更申請についても、同様の取扱いに変更することが考えられるか。

(参考)新規申請・更新申請の申請項目等の考え方

① 共通申請項目・必要書類

- 事業者特定情報であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)
- 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの

② 選択申請項目・必要書類

- 適正性審査・格付情報に該当するもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)
- 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、①iiに該当しないもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

変更申請の共通化について⑤

共通申請項目等と共通変更申請項目等の関係イメージ

【申請項目の性格】

【共通申請項目等】
(新規申請又は更新申請)

事業者特定情報

地方公共団体の
設定状況が半数以上

地方公共団体の
設定状況が半数未満

共通
申請項目

【変更申請時の共通変更申請項目等】

共通
変更申請項目



申請者を特定するための
申請項目

適正性審査・
格付情報

事業者特定情報に該当する
選択申請項目

選択
申請項目

選択
変更申請項目
(任意)

変更内容に伴い申請する
必要がある項目

申請不要(適正性審査・格付情報に該当する項目)

独自
申請項目

独自
変更申請項目
(任意)

※ 項目の性質上、変更することが想定されない申請項目は除く。

再審査申請の共通化について①

共通化の検討

① 再審査申請の具体的な申請事由

- 再審査申請は、地方公共団体が資格の有効期間中の等級変動を認める場合に限り、等級の再審査を希望する事業者が申請できるものであることから、再審査申請の申請事由については、「**資格の有効期間中に等級の再審査を希望する場合**」とすることが考えられるか。

② 再審査申請の申請項目等の設定方法

- 新規申請又は更新申請で事業者が登録した情報のうち、**共通申請項目等**については、事業者特定情報から構成されており、**等級変動に影響を及ぼさないと**考えられることから、これらの申請項目等については、**再審査申請を求める**こととするか。また、**事業者特定情報**であるが、**設定状況が低い**ことから**共通申請項目**ではなく、**選択申請項目**とされているものについても、同様に**再審査申請を求める**こととするか。
- 一方で、新規申請又は更新申請で事業者が登録した情報のうち、**適正性審査・格付情報**に該当する**選択申請項目等※及び独自申請項目等**については、再審査に必要な項目であると考えられるが、審査基準やこれに基づく格付けへの利用状況が地方公共団体ごとに異なっていることから、**地方公共団体が当該申請項目の再審査申請を求める**場合に限り、これらの申請項目等を「**選択再審査申請項目等**」として設定することとするか。
- また、**再審査申請を受けるに当たって必要となる**申請者を特定するための**情報**については、**変更申請時の共通変更申請項目**として設定した「**申請者を特定するための申請項目及び必要書類**」と同様の内容を「**共通再審査申請項目等**」として設定することとするか。
- これらを踏まえ、具体的な共通変更申請項目等については、別紙2のとおりとするか。

a. **共通再審査申請項目等(全地方公共団体共通の再審査申請申請項目及び必要書類)**

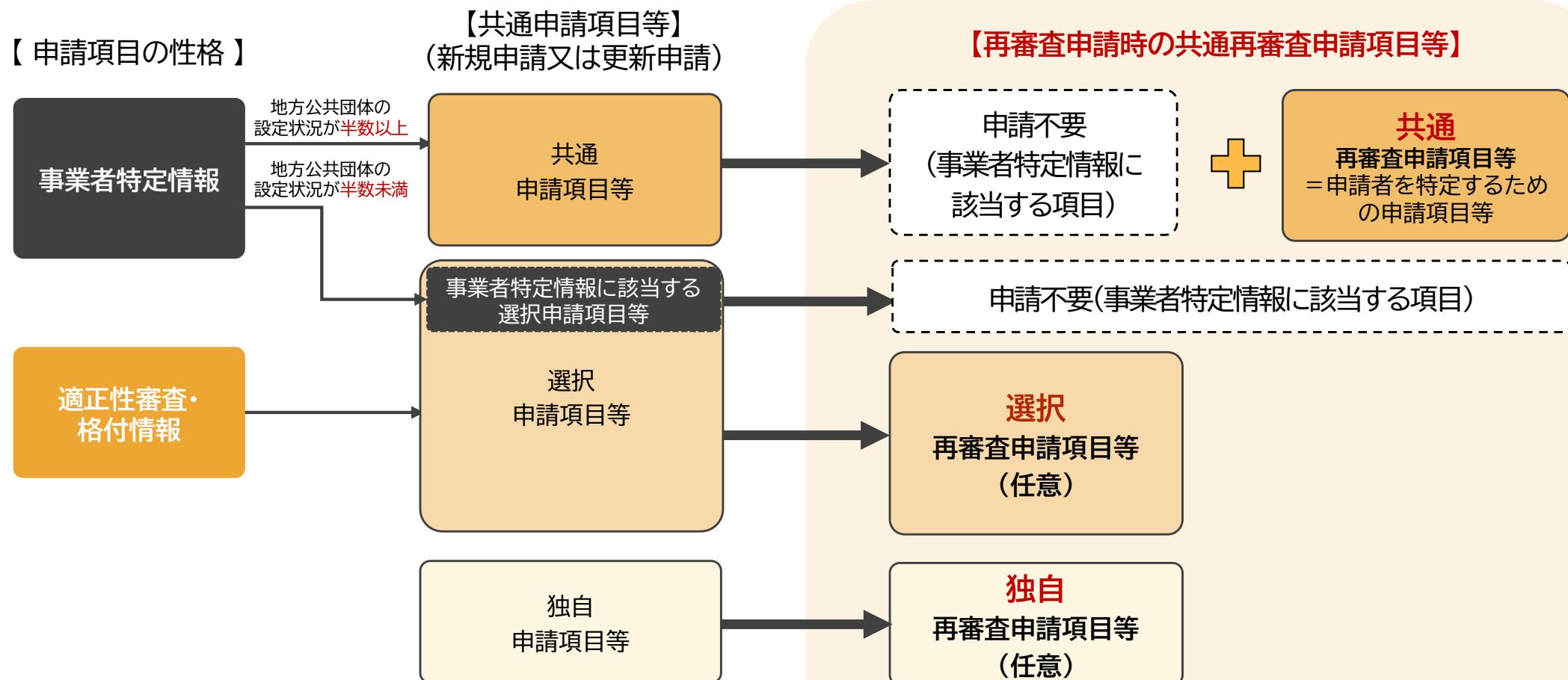
- **申請者を特定するための申請項目及び必要書類**
(例) 申請日、商号又は名称、申請事務担当者、委任状(行政書士への申請の委任)

b. **選択変更申請項目等(再審査申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の再審査申請項目及び必要書類)**

- **申請した選択申請項目及び必要書類(事業者特定情報に該当するものは除く。)** (例) 経営事項審査情報、技術者情報、総合評定値通知書

再審査申請の共通化について②

共通申請項目等と共通再審査申請項目等の関係イメージ



取消届の共通化について

物品・役務等の検討結果

① 取消届の具体的な届出事由

- 取消しの届出事由自体は、国(全省庁統一資格)や地方公共団体ごとに差異を設ける特段の必要があると認められることから、国の取消事由を参考に以下のとおり設定した。

- 申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となった場合
- 事業者が廃業した場合
- 資格が必要なくなった場合(事業の縮小等)

② 取消届の届出項目等の設定方法

- 取消届に係る届出者を特定するための情報については、変更申請時の共通変更申請項目として設定した「申請者を特定するための申請項目及び必要書類」と同様の内容を「**共通取消届出項目等**」として設定した。
- また、取消の内容に関する情報(例:取消事由、取消年月日)も必要となることから、取消の内容に関する項目についても、「**共通取消届出項目等**」として設定した。

- **共通取消届出項目等**(全地方公共団体共通の取消届出項目及び必要書類)
 - 届出者を特定するための届出項目及び必要書類 (例) 届出日、法人番号、商号又は名称、委任状(行政書士への申請の委任)
 - 取消の内容に関する項目 (例) 取消事由、取消年月日

共通化の検討

- 取消届の具体的な届出事由や届出項目等の設定方法については、建設工事等と物品・役務等で差異を設ける特段の必要もないと考えられることから、**物品・役務等と同様とすることが考えられるか**。
- 具体的な共通取消届出項目等については、別紙3のとおりとするか。

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化について①

物品・役務等の検討結果

① 申請種別

- 共通の申請種別を新規申請・更新申請・変更申請・取消届とすることに伴い、これに合わせて、組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別を以下のとおり設定した。

組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別	
申請種別	申請対象
① 新規申請	組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が新たに資格を取得しようとする場合
② 変更申請	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が、引き続き資格を取得しようとする場合
③ 取消届	組織形態の変更等の前に資格を有していた事業者が当該変更等により消滅する場合

② 申請事由

- 組織形態の変更等の事由自体は、国や地方公共団体ごとに差異を設ける特段の必要が認められないことから、**国の申請事由を参考に、国と同様の事由を設定した。**

- 合併(新設合併・吸収合併)
- 分割(新設分割・吸収分割)
- 事業譲渡
- 個人事業主の法人化(法人成り)
- 法人の個人事業主化(個人成り)
- その他法人格の変動(組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等)

物品・役務等の検討結果

③ 共通・選択合併等申請項目等の設定方法

- 組織形態の変更等に係る関係事業者の資格の異動処理や審査を行うため、**当該変更等の内容に係る申請項目等**(例:組織形態の変更等の種類、合併契約書の写し等)の申請を求める必要があることから、組織形態の変更等の内容に関する申請項目等を共通合併等申請項目等として設定することとした。
- また、組織形態の変更等があった事業者の適正性審査・格付けを行うに当たって特別に必要な情報については、別途申請項目等として設定する必要がある。このようなものとして、国において、合併後の新設会社(又は存続会社)の自己資本額の積算方法に係るもの(合併時自己資本額明細)を定めていることを参考に、当該申請項目を選択合併等申請項目等として設定することとした。

a. **共通合併等申請項目等**(全地方公共団体共通の合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に係る申請項目及び必要書類)

- 組織形態の変更等の内容に係る申請項目及び必要書類
 - (例) 組織形態の変更等の種類、組織形態の変更等前後の事業者の構成等、組織形態の変更等に係る契約書の写し等

b. **選択合併等申請項目等**(申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の変更申請項目及び必要書類)

- 適正性審査・格付情報に係るものであって、新規申請又は変更申請の申請項目等に含まれていないもの
 - (例) 合併時自己資本額明細

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化について③

共通化の検討

① 申請種別

- 新たな申請種別として、「再審査申請」を設定したことを踏まえ、組織形態の変更時の申請種別についても、「再審査申請」を追加し、組織形態の変更の前から資格を有している事業者が、組織形態変更後も引き続き存続する場合に、等級の再審査を受付できるようにしておく必要があるか。
- また、「再審査申請」の受付については、地方公共団体の任意としたことを踏まえ、組織形態の変更時の「再審査申請」についても、受け付けるかどうかは各地方公共団体の任意とすることが適当と考えられるか。

組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別	
申請種別	申請対象
① 新規申請	組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が新たに資格を取得しようとする場合
② 変更申請	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が、引き続き資格を取得しようとする場合
③ 再審査申請(任意)	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が、等級の再審査を希望する場合
④ 取消届	組織形態の変更等の前に資格を有していた事業者が当該変更等により消滅する場合

② 申請事由

- 申請事由については、建設工事等と物品・役務等で差異を設ける特段の必要もないと考えられることから、物品・役務等と同様とすることが考えられるか。

- 合併(新設合併・吸収合併)
- 分割(新設分割・吸収分割)
- 事業譲渡
- 個人事業主の法人化(法人成り)
- 法人の個人事業主化(個人成り)
- その他法人格の変動(組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等)

共通化の検討

③ 共通・選択合併等申請項目等の設定方法

- 「再審査申請」を設定したことを踏まえ、以下のとおりとし、具体的な共通変更申請項目等については、別紙4のとおりとするか。
- 物品・役務等についても、同様の取扱いに変更することが考えられるか。

a. **共通合併等申請項目等**(全地方公共団体共通の合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に係る申請項目及び必要書類)

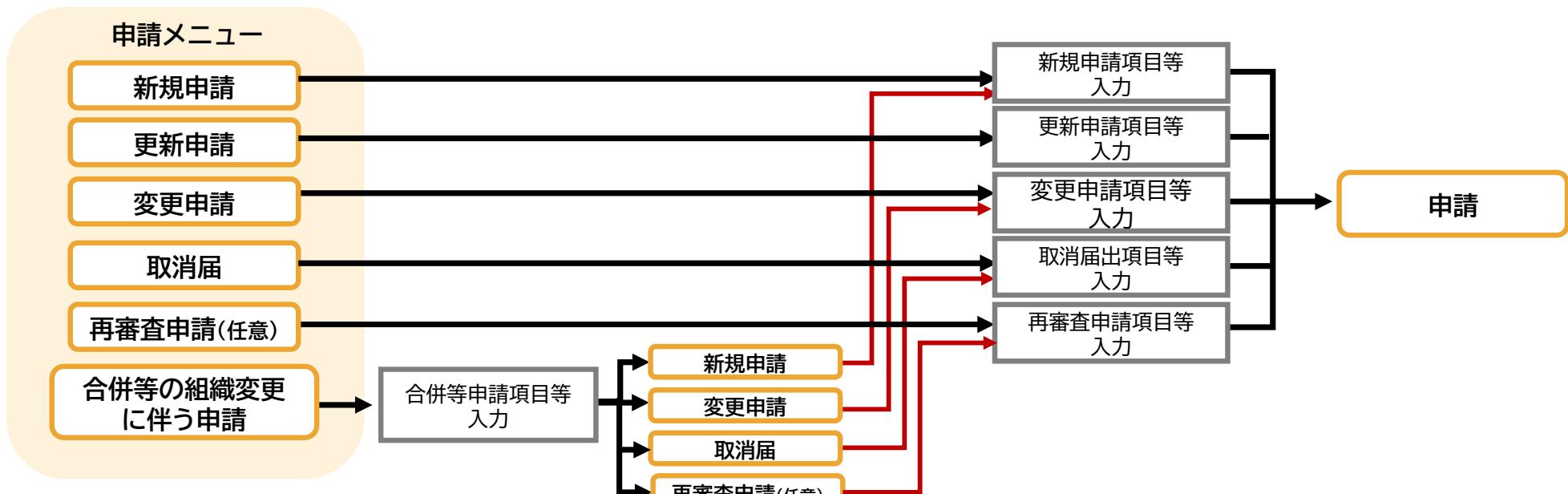
- 組織形態の変更等の内容に係る申請項目及び必要書類
 - (例) 組織形態の変更等の種類、組織形態の変更等前後の事業者の構成等、組織形態の変更等に係る契約書の写し等

b. **選択合併等申請項目等**(申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の変更申請項目及び必要書類)

- 適正性審査・格付情報に係るものであって、新規申請、変更申請及び**再審査申請**の申請項目等に含まれていないもの
 - (例) 合併時自己資本額明細

(参考)申請フローのイメージ及び申請受付期間との対応

- 申請フローのイメージ



- 申請種別と申請受付期間の対応について

申請種別	受付期間			
	定期申請期間	追加申請期間※	随時申請期間※	通年 (事由発生の都度)
新規申請	○	○	○	
更新申請	○			
変更申請				○
取消届				○
再審査申請	—	任意の期間		
合併等の組織形態の変更等に伴う申請				○

※ 追加申請、随時申請を設けるかは各団体の任意